

2023（令和5）年4月25日

報道関係者 各位

「全国一斉 いのちと暮らしを守る なんでも相談会  
～住まい・生活保護・労働・借金 etc…～」【第1弾】実施のお知らせ

コロナ禍で生活苦に陥る人が増加した状況を受けて、2020年4月から2022年12月まで、全国一斉「コロナ災害を乗り越える いのちと暮らしを守る なんでも電話相談会」を実施し、全17回合計1万5000件を超える相談に対応し、個別の支援や困窮する人の状況を可視化するなどの役割を果たしました。

しかしながら、その後も、物価高が続き、また、コロナ禍に対応して行われた国の支援策の終了、失業の長期化、特例貸付の償還開始等の事情により生活に困窮している人が多く、日々の食事にも事欠く人が続出するなど、深刻な状況が続いています。

そこで、全国の弁護士、司法書士、生活困窮者支援の団体、労働組合等が連携して、対面相談も含めた新たな形で、下記のとおり、全国一斉「いのちと暮らしを守る なんでも相談会」を実施いたします。つきましては、ぜひ告知報道・取材をお願いし、お知らせ致します。（第2弾は7月29日（土）、第3弾は9月30日（土）に実施予定）

記

【日 時】 4月30日（日）午前10時～午後6時 全国31都府県

【電話相談】 番号 0120-157-930（フリーダイヤル）

上記時間帯、全国どこから架けても空いている回線に無料でつながります。

27都府県、35会場、65回線

19地域はフリーWi-Fiスポットからの「つながるWEB電話」にも対応

埼玉は、フレンディア（川口キュポ・ラ本館4階）にて、10時～18時3回線に対応

【面接相談】 16都府県・17会場

秋田、岩手、宮城、栃木、埼玉、千葉、東京、石川（2）、愛知、和歌山、大阪、岡山、山口、香川、福岡、佐賀）。食料等の無償配布、健康・医療相談を行う会場もあります。

【相談例】・物価高で、生活費が尽きたので、来月の家賃が払えそうもない

・解雇・雇い止めされた ・社協の特例貸付の返済困難

・何か経済的な保障に関する制度を教えてほしい

【主催】 いのちと暮らしを守る なんでも相談会実行委員会

【問合せ先】 小久保哲郎（あかり法律事務所 06-6363-3310）

猪股 正（埼玉総合法律事務所 048-862-0355）